

平成21年度 保育所園児募集!

福祉課 (内線 539)

**不要なレジ袋削減でSTOP温暖化
「レジ袋!NO!キャンペーン2008」**

市民生活課 (内線 535・536)

市では、保護者等の仕事や病気などにより、家庭で保育できない就学前の児童を、保育所でお預かりしています。

■入所できる児童の条件

次のように、児童の保護者等が家庭において保育できない場合に限りです。

- 昼間いつも外に出て働いている場合
- 昼間家庭内で家事以外の仕事をしている場合
- 母親が出産の前後である場合
- 病気・身体障害者などの場合
- 長期にわたり、病人・身体障害者などの看護にあたっている場合
- 災害を受けた場合
- その他、市長が必要と認められた場合

■申込方法

10月1日(水)～31日(金)(土・日曜日、祝日を除く)8時30分～17時30分に福祉課、中山・双海地域事務所、各保育所へお申し込みください。

※入所申込書は、福祉課、各地域事務所、各保育所にあります。
※産休・育休明けの入所予約も受け付けています。

※現在入所中の児童について、来年度も継続して入所を希望する場合は、保育所に継続入所申込書を出してください。
※期間外での申し込みについては、4月からの入所ができない場合があります。

■募集定員

保育所名	定員	所在地	電話番号
ぐんちゅう保育所	120人	米 湊	982-0953
みどり保育所	45人	上吾川	982-0448
うえの保育所	75人	上 野	983-4339
なかむら保育所	70人	中 村	982-1562
おおひら保育所	45人	大 平	983-1442
とりのき保育所	90人	下吾川	982-0409
さくら幼稚園	60人	米 湊	982-0614
中山保育所	90人	中 山	967-0808
佐礼谷保育所	30人	佐礼谷	968-0400
上灘保育所	90人	上 灘	986-0446
下灘保育所	45人	串	987-0300

■キャンペーン内容

10月1日から、中予地区の3市3町が連携し、ごみの減量及び地球温暖化対策の一環として、「レジ袋!NO!キャンペーン2008」を実施します。

キャンペーン期間中に中予地区内(伊予市、松山市、東温市、松前町、砥部町、久万高原町)の参加協力店において、

- ①1回の買い物につき、レジ袋を断るごとに、応募カードにスタンプ1個押印します。
- ②スタンプを10個集めると、各種景品が当たる抽選に応募できます。また、スタンプ1個を1円とし、「愛媛の森林基金」に寄付することもできます。

※参加協力店は、ポスター、応募カード、伊予市ホームページ(<http://www.city.iyo.ehime.jp/>)等に掲載されています。

■実施期間

10月1日(水)～12月31日(水)

■対象者

中予地区内に在住の方及び通勤、通学している方。

■応募方法

参加協力店に設置している応募

箱に投函するか、左記のあて先まで郵送又は直接お持ちください。
※応募カードは、参加協力店にて配布しています。

■応募締切

平成21年1月9日(金)(当日消印有効)

■景品

- 1等…3万円 3本
- 2等…1万円 10本
- 3等…1,000円の図書カード 300本
- 特別賞…参加協力店からの提供商品

※高校生以下の1・2等の当選者には、同額の図書カードとなります。

■その他

応募締切後、厳正な抽選を行い、当選番号は平成21年1月28日(水)から、参加協力店の店頭ポスター及び伊予市ホームページ等で発表します。

■応募あて先・問い合わせ

松山市環境事業推進課「レジ袋!NO!キャンペーン2008」実行委員会
松山市事務局 (〒790-8571、松山市二番町4-7-2、☎948-6437) 又は伊予市市民生活課。

「伊予市営住宅管理条例」の一部改正について
意見公募手続制度による意見を求めます

都市整備課 (内線595)

市は、伊予市営住宅管理条例の一部を改正することについて、伊予市意見公募手続条例の規定に基づき公表することにも、次とあり皆さんからの意見を公募します。

※伊予市ホームページ <http://www.city.yoehime.jp/>でご覧になれます。

■意見の提出期間

10月10日(金)～31日(金)、8時30分～17時30分(土・日曜日、祝日を除く)

■意見の提出方法

直接持参、郵便、FAX、メールによる。

■意見の提出先

都市整備課市営住宅担当(☎982-11234、Eメール toshiseibi@city.yoig.jp)

■政策等の名称

伊予市営住宅管理条例の一部を改正する条例(案)

■閲覧場所

伊予市役所1階ロビー、各地域事務所の市政情報コーナー

2009年(平成21年)版
えひめ県民手帳
予約のご案内



最新の統計情報をコンパクトに収納！
日記編・資料編・住所録3分冊のカバー差し込み式です。サイズは使いやすいタテ150mm×ヨコ80mm。あなたも1冊いかがですか？

- 価格 1冊500円
 - 発行予定 12月上旬～中旬
 - 申込締切日 10月10日(金)
 - 申し込み お住まいの地区の広報委員又は下記の窓口で申し込んでください。
 - 窓口
- 本庁地区…企画財務課(内線588)
中山地区…中山地域事務所地域振興課 ☎967-1111
双海地区…双海地域事務所地域振興課 ☎986-1113

後期高齢者医療制度(長寿医療制度)保険料の
支払方法・社会保険料控除について

健康保険課 (内線524)

後期高齢者医療保険料の納付方法について、次の要件に該当する方は、申し出をすることにより、年金からの引き落としに代えて、口座振替に変更することができます。

しくは、お問い合わせください。

■要件

- 国民健康保険税を確実に納付していた方(本人が口座振替本人名義で納付する場合)
- 被保険者本人の年金収入が180万円未満で、世帯主又は配偶者の口座振替で納付する場合

その場合、世帯主や配偶者の社会保険料控除の額が増えることにより、世帯全体でみた場合の所得税や個人住民税が少なくなる場合がありますので、詳

※国民健康保険税の納付状況などにより、該当にならない場合がありますのでご注意ください。

第2回

マミ♡サポまつり

マミ♡サポ(伊予市ファミリー・サポート・センター)では、子育てについて手助けして欲しい方やお手伝いしたい方の交流の場をつくるために『マミ♡サポまつり』を開催します。

どなたでも参加できますので、ぜひご来場ください。

- 日時 10月18日(土) 9時30分～13時
- 場所 ぐんちゅう保育所園庭



■イベント内容

桜島太鼓
バルーンアートショー
くじ引き&ゲーム
バザー ほか

お餅まきもあるよ!
10時～・13時～

- 問い合わせ 伊予市ファミリー・サポート・センター ☎982-0406

**農家の皆さんへ
耕作放棄地の全体調査を実施しています**

産業経済課（内線574）
農業委員会事務局（内線587）

市と農業委員会では、優良農地の確保と耕作放棄地の解消を図るため、市内全域を対象とした耕作放棄地全体調査を実施しています。

調査は、伊予市農業委員会委員が中心となり行っていますので、農地についてのお問い合わせなどがあればご協力をお願いします。

なお、今回の調査で農地、非農地の区分を行います。非農地に区分された農地がすぐに農地でなくなることはありません。あくまでも、耕作放棄地を解消するための基礎資料として、使用しますので、ご理解をお願いします。

■調査期間
10月15日(水)まで

安心して農地の貸し借りができます

農業委員会事務局（内線577）

農業委員会では、4月と10月の年2回、農業後継者等に農地を集積することを目的として、農地の貸し借りをを行う「利用権設定等促進事業」を実施しています。

この事業で、農地の貸し借りをすると、貸借期間終了と同時に農地が返還されますので、安心して貸し借りができる制度です。

■申出受付期間
10月1日(水)～20日(月)

■申込方法

利用権設定申出書に必要事項を記入の上、地区担当農業委員の確認印を押印後、農業委員会事務局、又は、地区担当農業委員に提出してください。

※事業の詳細については、農業委員会事務局、又は、地区担当農業委員にお問い合わせください。

ストップ・ザ 懸賞商法 ⑨

「懸賞金が当たった」とメールが届いたが…

携帯電話に「4等に当選した」というメールが届いた。賞金の受け取りには手続きが必要とあり、指示に従ったところ、知らぬ間に出会い系サイトに登録となっていた。何度もメールを送ったが、結局、賞金は振り込まれなかった。

《ひとこと助言》 =====

無料で懸賞や占いのサイト、音楽などをダウンロードできるサイトにアクセスすることで、出会い系サイトへ誘導される事例が多く報告されています。「無料」だからといって、実態の分からない話を、興味本位でアクセスしたり、不用意に個人情報を入力したりしないようにしましょう。また、不当な請求に対しては支払わないようにしましょう。

■相談窓口 消費者相談窓口(産業経済課内)
☎982-1111(内線573)
※毎週月・水・金曜日は、専門の相談員が対応します。

=10月の市税納期=

今月の市税の納期は次のとおりです。
納期限までに必ず納めましょう。

	納期限	口座引落日
市県民税 (第3期)	10月31日(金)	10月27日(月)
国保税 (第4期)		

■問い合わせ 会計課(内線548・549)

ご記入はお済みですか。



「住宅・土地統計調査」の調査票には、漏れなく、正確にありのままをご記入ください。調査員が受け取りにうかがいましたら、お渡しく下さい。



見えてくる 日本の暮らし 住まいから

住宅・土地統計調査

総務省統計局 伊予市

年金加入記録の確認について！

健康保険課（内線547）

社会保険庁では、年金記録の整理と年金相談の充実に努めるとともに、年金個人情報提供に取組んでいます。年金記録を適正に管理して、「ご本人に適切に情報提供することは、当然の責務であり、年金記録への信頼は年金制度への信頼の基礎となるものです。年金記録は左記①～⑤の方法により取得できます。

- ①年金支給開始年齢(60歳又は65歳)到達により受給権が発生する方には、60歳又は65歳に到達する3か月前に、氏名・生年月日及び年金加入記録等をあらかじめ記載した裁定請求書を送付していただきます。
- ②「年金ダイヤル」(☎0570-

051165)にかけていただき、基礎年金番号等により本人確認ができた方には、「被保険者記録照会回答票」を郵送します。

③インターネット(ID・パスワード認証方式)により、ご自分の年金加入記録を照会することができます。

④電子申請により、ご自分の年金加入記録を照会することができます。

⑤社会保険事務所への来訪によっても、ご自分の年金加入記録を照会することができます。

※詳しくは、松山西社会保険事務所(☎925-5105)へお問い合わせください。

海外転出中の任意加入について！

日本人で海外に居住(海外転出者)している方は、国民年金の適用から除外されていますが、本人の希望によって国民年金に任意加入することができます。

海外転出期間中に任意加入していない場合、年金の受給時の計算は、期間には含まれるが、金額

には反映されませんので、なるべく任意加入して満額受給できるようにしましょう。

届出は、市役所健康保険課でできますので、年金手帳・通帳(保険料の引落先金融機関・印鑑(金融機関届出印)をご持参ください。

水道の休日当直当番業者

◆土・日曜日、祝日の上水道、簡易水道、条例水道の緊急業務(簡易な修理は除く)は、次の当直水道指定工事業者ににご相談ください。

月	日	指定工事業者	電 話
10	4(土)	(有)協和設備工業 上吾川	983-4185
	5(日)	(有)栄電機設備 中山	967-1318
	11(土)	(株)伊予設備 米 湊	983-4613
	12(日)	岩井水道工業所 大 平	983-3066
	13(月)	藤岡工業(株) 上 灘	986-0350
	18(土)	(有)二宮水道工業 下吾川	983-2819
	19(日)	未来設備 尾 崎	983-5282
	25(土)	功栄設備 中 村	982-5888
	26(日)	(有)升田金物店 出 漕	967-0067
11	1(土)	(有)ハヤタ設備工業 上吾川	983-0398
	2(日)	西岡建材(株) 下吾川	983-1598
	3(月)	友澤設備 大 平	982-1381

※業者への依頼は、8:00～17:00の時間帯にお願いします。
 ※水道メーターから宅地内側の修理は、すべて有料です。

= 市内の交通事故状況 =

(8月末日現在)

	8月	累計	前年比
発 生	25件	111件	-47件
死 者	1人	5人	+1人
傷 者	34人	136人	-65人

シートベルトを正しく着用しましょう！

= 市内の街頭犯罪等発生状況 =

(8月末日現在)

	8月	累計	前年比
侵 入 盗	3件	84件	+27件
自 動 車 盗	2件	6件	+2件
オ ー ト バ イ 盗	0件	22件	+15件
自 転 車 盗	6件	59件	+17件
車 上 ね ら い	4件	44件	+18件

安全は一人ひとりの意識から
 安心は人のつながり 地域から

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。
く電気火災を防ごう！く

伊予消防署 ☎982-0657

この写真をご覧ください。



これは、普通の家庭用コンセント(100V)と差し込みプラグから出火した瞬間の写真です。このように、コンセントとプラグの間にホコリがたまり、湿気などによって電気が通り、発火する現象を「**トラッキング現象**」といいます。

近年、電気を使用する器具や配線から火災が発生するケースが多々あります。その原因は、「漏電」「過熱」「トラッキング現象」などいろいろありますが、次のことに気を付けることで火災は防げます。普段の生活の中でできることから始めて、大切なわが家を守りましょう。

電気火災を防ぐ注意点

◎コードの部分を持たないで、プラグ本体を持って抜く。

◎コードは家具などの下敷きにし
たり、壁などに押し付けたりし
ない。

◎コードは釘や金具等で打ち付け
て固定しない。

◎コードを束ねたり、ねじれたま
まの状態で使用しない。

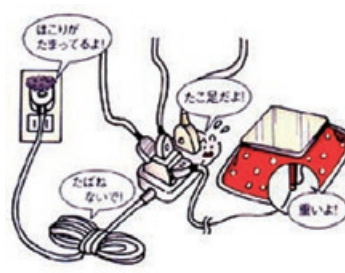
◎電熱器等の周りには、燃えやす
いものを置かない。

◎たこ足配線をしない。

◎ロッカーや冷蔵庫の裏などのプ
ラグは、定期的にはホコリを拭き
取る。

その他、維持管理や取り扱いの
不適切により、コードの被覆や芯
線が損傷し、発熱、短絡(シヨート
などで出火に至るケースが多く
なっています。接続部やコンセン
トの受け刃の緩みも、発熱、短絡
を起こす
原因の一
つです。

皆さん
も、今一度、
身の回り
の電気配
線やコン
セントを
チェック



してください。
火災になってからでは遅いので
す!!



**サイレンの音は
なぜ大きいのか?**

消防車や救急車は、出動するこ
きにとても大きな音でサイレン
を鳴らして走行しています。法律
では、「サイレンの大きさは、その
自動車の前方20mの位置におい
て、90dB以上120dB以下である
こと」と定められています。
つまり、周りによく聞こえて、
みんなが分かるような大きさの
音を鳴らしているのです。



救急車を要請する場合、よく通
報者から「サイレンを鳴らさないで

■伊予市管内の火災と救急出場件数(8月末日現在)

種別	8月分			累計(1月から)		
	火災 件数	本庁 2 中山 0 双海 0	2	本庁 9 中山 1 双海 1	11	
救急出場 件数	本庁 122 中山 16 双海 20	158	本庁 808 中山 122 双海 171	1,101		

火災・救急 → 119
火災救急病院 案内 982-5959

来てほしい」と言われます。

救急車は、安全・迅速に傷病者を
搬送するために緊急車両に指定され
赤色灯の点灯、サイレンを吹鳴して
の走行が義務付けられています。そ
のため、これらの義務を果たさなけ
れば緊急車両として認められないと
いうことを皆さんに分かっていただ
きたいのです。

また、救急隊としても、昨今の住宅
事情、傷病者や家族に対する精神的
負担も考え、できる限り音量を「弱
」にするように心掛けています。住民
の方からの要望も分かりますが、な
にこそご理解をいただき、スムーズ
な救急業務ができるようご協力をお
願いします。